

1－3 地質・土質調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

(目次)

第1章 総則

第101条	適用	1-3- 1
第102条	用語の定義	1-3- 1
第103条	業務の着手	1-3- 3
第104条	調査地点の確認	1-3- 3
第105条	設計図書の点検	1-3- 3
第106条	調査職員	1-3- 3
第107条	管理技術者	1-3- 3
第107条の2	照査技術者及び照査の実施	1-3- 4
第107条の3	担当技術者	1-3- 4
第108条	提出書類	1-3- 4
第109条	打合せ等	1-3- 5
第110条	業務計画書	1-3- 5
第111条	資料等の貸与及び返却	1-3- 5
第112条	関係官公庁への手続き等	1-3- 6
第113条	地元関係者との交渉等	1-3- 6
第114条	土地への立入り等	1-3- 6
第115条	成果物の提出	1-3- 7
第116条	関係法令及び条例の遵守	1-3- 7
第117条	検査	1-3- 7
第118条	修補	1-3- 8
第119条	条件変更等	1-3- 8
第120条	契約変更	1-3- 8
第121条	委託期間の変更	1-3- 9
第122条	一時中止	1-3- 9
第123条	発注者の賠償責任	1-3-10
第124条	受託者の賠償責任	1-3-10
第125条	部分使用	1-3-10
第126条	再委託	1-3-10
第127条	成果物の使用等	1-3-10
第128条	守秘義務	1-3-10
第129条	安全等の確保	1-3-11
第130条	臨機の措置	1-3-12

第131条	履行報告	1-3-12
第132条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-3-12

第2章 機械ボーリング

第201条	目的	1-3-13
第202条	土質の分類	1-3-13
第203条	調査等	1-3-13
第204条	成果物	1-3-14

第3章 サンプリング

第301条	目的	1-3-15
第302条	採取方法	1-3-15
第303条	試料の取り扱い	1-3-15
第304条	成果物	1-3-15

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験		
第401条	目的	1-3-16
第402条	試験等	1-3-16
第403条	成果物	1-3-16
第2節 スウェーデン式サウンディング試験		
第404条	目的	1-3-16
第405条	試験等	1-3-16
第406条	成果物	1-3-16
第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験		
第407条	目的	1-3-17
第408条	試験等	1-3-17
第409条	成果物	1-3-17
第4節 ポータブルコーン貫入試験		
第410条	目的	1-3-17
第411条	試験等	1-3-17
第412条	成果物	1-3-17

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験		
第501条	目的	1-3-18
第502条	試験等	1-3-18
第503条	成果物	1-3-18

第2節 地盤の平板載荷試験	
第504条 目的	1-3-18
第505条 試験等	1-3-19
第506条 成果物	1-3-19
第3節 現場密度測定（砂置換法）	
第507条 目的	1-3-19
第508条 試験等	1-3-19
第509条 成果物	1-3-19
第4節 現場密度測定（R I法）	
第510条 目的	1-3-19
第511条 試験等	1-3-19
第512条 成果物	1-3-20
第5節 現場透水試験	
第513条 目的	1-3-20
第514条 試験等	1-3-20
第515条 成果物	1-3-20
第6節 ルジオン試験	
第516条 目的	1-3-20
第517条 試験等	1-3-20
第518条 成果物	1-3-20
第7節 速度検層	
第519条 目的	1-3-21
第520条 試験等	1-3-21
第521条 成果物	1-3-21
第8節 電気検層	
第522条 目的	1-3-21
第523条 試験等	1-3-21
第524条 成果物	1-3-21
第6章 解析等調査業務	
第601条 目的	1-3-22
第602条 業務内容	1-3-22
第603条 成果物	1-3-22
第7章 軟弱地盤技術解析	
第701条 目的	1-3-23
第702条 業務内容	1-3-23
第703条 成果物	1-3-24

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

第801条 目的 1-3-25

第802条 業務内容 1-3-25

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第803条 目的 1-3-25

第804条 業務内容 1-3-25

第9章 地すべり調査

第901条 目的 1-3-27

第902条 計画準備 1-3-27

第903条 地下水調査 1-3-27

第904条 移動変形調査 1-3-28

第905条 解析 1-3-28

第906条 対策工法選定 1-3-29

第907条 報告書作成 1-3-29

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条 目的 1-3-30

第1002条 業務内容 1-3-30

第1章 総 則

第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、広島市の発注する地質・土質調査、試験、解析に類する業務（以下「地質・土質調査」という。）に係る地質・土質調査の委託契約書、広島市委託契約約款（建設コンサルタント等業務用A及びB）（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面及び委託設計書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、図面、委託設計書又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は調査職員に確認して発注者の指示を受けなければならない。
5. 測量作業及び設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
6. その他、「調査・設計・測量業務等共通仕様書」（平成16年7月国土交通省中国地方整備局監修）を参考使用することができる。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、市長をいう。
2. 「受託者」とは、地質・土質調査の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約約款第10条1項に規定する者をいう。
4. 「検査職員」とは、地質・土質調査の完了の検査にあたって、契約約款第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約約款第11条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約約款第12条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「契約書」とは、委託契約書及び契約約款をいう。
9. 「設計図書」とは、仕様書、図面、委託設計書、業務に関する説明書及び業務に関する説明書に対する質問回答書をいう。
10. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
11. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査に共通する技術上の指示事項を定める図書

をいう。

12. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
13. 「委託設計書」とは、地質・土質調査に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
14. 「業務に関する説明書」とは、地質・土質調査の入札等に参加するものに対して発注者が当該地質・土質調査の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、業務に関する説明書についての入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、発注者又は調査職員が受託者に対し、地質・土質調査の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは調査職員又は受託者が書面により同意することをいう。
19. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
20. 「提出」とは、受託者が発注者又は調査職員に対し、地質・土質調査に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
21. 「報告」とは、受託者が発注者又は調査職員に対し、地質・土質調査の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「請求」とは、発注者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「通知」とは、発注者が受託者に対し、あるいは受託者が発注者に対し、地質・土質調査に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合はファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を提出するものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
27. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査の完了を確認することをいう。
28. 「打合せ」とは、地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、調査の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「修補」とは、発注者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
30. 「協力者」とは、受託者が地質・土質調査の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。

31. 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。
32. 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
33. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。

第103条 業務の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査の実施のため調査職員との打合せを行うこと、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 調査地点の確認

1. 受託者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受託者は都市部等における調査で地下埋設部（電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他）が予想される場合は、調査職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。

第105条 設計図書の点検

受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

第106条 調査職員

1. 発注者は、地質・土質調査における調査職員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約約款第10条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により調査職員が、受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその指示等の内容を通知するものとする。

第107条 管理技術者

1. 受託者は、地質・土質調査における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査に関する技術上の一切の事項を処理するものとし、日本語に堪能（通訳可）でなければならない。

3. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある地質・土質調査の受託者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
4. 受託者又は管理技術者は、屋外における地質・土質調査に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、地質・土質調査が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
5. 管理技術者は、第107条の2第3項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

第107条の2 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受託者は、地質・土質調査における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
3. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第107条の3 担当技術者

1. 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するものとする。
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第108条 提出書類

1. 受託者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、第三者による代理受領に関する書類、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際、指定した書類を除く。
2. 受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受託者は、契約時又は完了時において、委託契約金額500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク、又は公衆回線を通じたオンラインで提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職

員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

第109条 打合せ等

1. 地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 地質・土質調査着手時、及び設計図書で定める調査の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互確認しなければならない。
3. 受託者は、支給材料を受領したときは、支給品受領書を発注者に提出しなければならない。また、受託者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品使用状況報告書を発注者に提出しなければならない。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第110条 業務計画書

1. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 調査概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 調査工程
 - (4) 調査組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (10) 仮設備計画
 - (11) その他必要事項

なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

3. 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 発注者は、委託期間又は設計図書が変更された場合において、必要があると認めるときは、受託者に対して変更業務計画書の提出を請求することができる。
5. 発注者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第111条 資料等の貸与及び返却

1. 受託者からの請求があった場合で、発注者が必要と認めたときは、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとする。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
2. 受託者は、関係資料等を借用した場合は、貸与品借用書を発注者に提出するものと

する。

3. 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなったときはただちに発注者に返却するとともに、貸与品返還書を提出するものとする。
4. 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱わなければならない。万一、滅失又は損傷した場合には、貸与品（支給品）滅失・き損報告書を発注者に提出し、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

第112条 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、地質・土質調査業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は地質・土質調査業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第113条 地元関係者との交渉等

1. 契約約款第13条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者が行うものとするが、発注者の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託者は、地質・土質調査の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託者は、設計図書の定め、あるいは発注者の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時、発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受託者は地質・土質調査の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要性が生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第114条 土地への立入り等

1. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約約款第14条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、地質・土質調査実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もし

くは工作物を一時使用する時は、あらかじめ発注者に報告するものとし、報告を受けた発注者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、発注者の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。

3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は発注者と協議により定めるものとする。

4. 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付申請書を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第115条 成果物の提出

1. 受託者は地質・土質調査が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は発注者の指示する場合は委託期間途中においても、成果物を部分引渡しするものとする。

3. 受託者は、成果物において使用する計量単位は従来単位その他、国際単位系（SI）を併記するものとする。

4. 受託者は、特記仕様書に電子納品対象業務と記載されている地質・土質調査については、国土交通省の定めた電子納品要領(案)（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「要領」で特に記載が無い項目については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、「広島市電子納品の手引」を参考にするものとする。

第116条 関連法令及び条例の遵守

受託者は、地質・土質調査の実施に当たっては、関連する関連諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第117条 検査

1. 検査の種類は、契約約款第32条第2項に規定する完了検査、契約約款第38条第1項、第38条第2項及び第46条第2項に規定する部分完了検査とする。

2. 受託者は、契約約款第32条第1項の規定に基づき、業務完了通知書又は業務部分完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了させ、調査職員に提出しなければならない。

3. 発注者は、地質・土質調査の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。検査において受託者は、これに必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しな

ればならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。

4. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査の成果物の検査
- (2) 地質・土質調査の管理状況の検査

地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「広島市電子納品の手引」を参考にするものとする。

5. 発注者は、検査が完了したときには、契約約款第32条第2項の規定に基づき、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第118条 修補

1. 発注者は、検査の結果、修補の必要がある場合には、受託者に対して修補の部分及び期限を明示した業務完了検査不合格通知書又は業務部分完了検査不合格通知書を交付し、修補の指示を行うものとする。

2. 受託者は、検査に合格しないときは契約約款第32条第5項の規定に基づき、直ちに修補を行わなければならない。

3. 受託者は、修補が完了したときは、修補完了通知書を発注者に提出し、直ちに再検査を受けなければならない。

4. 発注者は、契約約款第32条第2項の規定に基づき再検査の結果を受託者に通知するものとする。

第119条 条件変更等

1. 発注者が、受託者に対して地質・土質調査内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査の変更」という。）の指示を行う場合の書面は業務打合せ簿によるものとする。

2. 受託者は、設計図書で明示されていない施工条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 第114条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第120条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査の契約の変更を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査の変更により委託契約金額に変更を生じる場合
- (2) 委託期間の変更を行う場合
- (3) 発注者と受託者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる

場合

(4) 契約約款第31条の規定に基づき委託契約金額の変更に代えて設計図書の変更を行う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 第119条の規定に基づき発注者が受託者に指示した事項
- (2) 地質・土質調査の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は調査職員と受託者との協議で決定された事項

第121条 委託期間の変更

1. 発注者は、受託者に対して地質・土質調査の変更の指示を行う場合において委託期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査の一時中止を指示した事項であっても、残委託期間及び残作業量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合には、委託期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受託者は、契約約款第23条の規定に基づき、委託期間の延長が必要と判断した場合には、委託期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約約款第24条に基づき、発注者の請求により委託期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに調査工程表を修正し提出しなければならない。

第122条 一時中止

1. 契約約款第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため、地質・土質調査の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受託者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合には、地質・土質調査の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受託者は地質・土質調査の現場の保全については、発注者の指示に従わなければならない。

第123条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、契約約款の規定に基づき、損害の賠償を行わなければならない。
2. 発注者は、契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合、損害の賠償を行わなければならない。

第124条 受託者の賠償責任

1. 受託者は、契約約款の規定に基づき、損害の賠償を行わなければならない。
2. 受託者は、その責により損害が生じた場合、損害の賠償を行わなければならない。

第125条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第34条の規定に基づき受託者に対して引渡し前における成果物の全部又は一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受託者は、部分使用に同意した場合は、成果物使用承諾書を発注者に提出するものとする。

第126条 再委託

1. 受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に再委託することはできない。
2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受託者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し地質・土質調査の実施について適切な指導、管理のもとに地質・土質調査を実施しなければならない。

なお、協力者は、広島市の建設コンサルタント業務および地質調査業務競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第127条 成果物の使用等

1. 受託者は、契約約款第7条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関する費用負担を発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第128条 守秘義務

1. 受託者は、契約約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第

三者に漏らしてはならない。

2. 受託者は、成果物の発表に際して、第127条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第129条 安全等の確保

1. 受託者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査の実施に際しては、地質・土質調査関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受託者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受託者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受託者は、調査実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
3. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査業務等実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託者は、調査現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

7. 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに発注者に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
10. 受託者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。
 - (1) 調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。

第130条 臨機の措置

1. 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。
2. 発注者又は調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第131条 履行報告

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況を記録した書面（業務週報等）を発注者に提出しなければならない。

第132条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ発注者と協議するものとする。
2. 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって発注者に提出しなければならない。

第2章 機械ボーリング

第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として調査職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
 - (1) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
 - (2) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
 - (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - (5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - (6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 - (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。

- (8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。

5. 検 尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。

第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第3章 サンプルング

第301条 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第302条 採取方法

1. シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221に準拠して行うものとする。
2. デンソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222に準拠して行うものとする。
3. トリプルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223に準拠して行うものとする。

第303条 試料の取扱い

1. 受託者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、調査職員と協議するものとする。
2. 受託者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受託者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第304条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 採取位置、採取深さ、採取長
- (2) 採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条 目的

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。

第402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219に準拠して行うものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219に従って整理し提出するものとする。

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

第405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。
2. 試験中、スクリュポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第406条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221に準拠して整理し提出するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第407条 目的

オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第408条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220に準拠して行うものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。

第409条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220に準拠して整理するものとする。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

第411条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1431に準拠して行うものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

第412条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1431に準拠して整理し提出するものとする。

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験

第501条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1421に準拠して行うものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする
3. 測定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

(3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

(4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

(5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m²ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421に準拠して整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと

載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。

第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521に準拠して行うものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215に準拠して行うものとする。

第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521に準拠して整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215に準拠して整理し提出するものとする。

第3節 現場密度測定（砂置換法）

第507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

第508条 試験等

試験方法及び器具は、JIS A 1214に準拠して行うものとする。

第509条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理し提出するものとする。

第4節 現場密度測定（R I法）

第510条 目的

現場密度測定（R I法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

第511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS1614に準拠して行うものとする。

第512条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度

第5節 現場透水試験

第513条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

第514条 試験等

試験方法及び器具は、JGS1314に準拠して行うものとする。

第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614に準拠して行うものとする。

第6節 ルジオン試験

第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

第517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1323に準拠して行うものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

第518条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（p-q曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（Lu）又は換算ルジオン値（Lu'）

第7節 速度検層

第519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝搬するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

第520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS1122に準拠して行うものとする。

第521条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第8節 電気検層

第522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

第523条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1121に準拠して行うものとする。
2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ が標準）、自然電位検層（S-P検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

第524条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

第6章 解析等調査業務

第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。

第602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
3. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
4. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

第603条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

第701条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

第702条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

(3) 地盤圧密設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

(4) 地盤液状化広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を求め、液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

第703条 成果物

成果物は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

第801条 目的

弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査することを目的とする。

第802条 業務内容

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

7. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第803条 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

第804条 業務内容

1. 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

6. 解析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

7. 報告書作成

第802条第7項に準じるものとする。

第9章 地すべり調査

第901条 目的

地すべり調査は、地下水位や水みちなどについて調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

第902条 計画準備

1. 第802条第1項に準じるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。
 - (1) 既存資料調査
対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。
 - (2) 地形判読作業
地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。
 - (3) 現地調査
地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画上必要な基準線となる測線を定めるものとする。

第903条 地下水調査

1. 地下水位観測
地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312に準拠して行うものとする。
2. 地下水検層
ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所希釈される、若しくは温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317に準拠して行うものとする。
3. 間隙水圧測定
電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313に準拠するものとする。
4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T）
岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321に準拠して行うものとする。

5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする

第904条 移動変形調査

1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

2. 伸縮計による調査

(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 調査方法については、JGS1725に準拠して行うものとする。

3. 傾斜計による調査

(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。

(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721に準拠して行うものとする。

4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、又は、1方向にペーパーストレインゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。

5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。

第905条 解析

1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

第906条 対策工法選定

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。

第907条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条 目的

1. 地形・地表地質踏査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

第1002条 業務内容

1. 空中写真判読 隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の分布域を推定するものとする。
2. 現地調査
 - (1) 調査地域内を踏査して、空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
 - (2) 現地調査の際には、人工構造物・改変地形の状況も把握しておくとともに、岩石・地層の分布、相互関係、地質構造、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
 - (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、資料採取地点等を地形図に記入して作業図を作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。